

## 役員選任細則

第1条	(目的)
	本細則は、中野区立明和中学校PTA規約（以下「本規約」と言う）の役員の詳細および選定・選任手続き方法を定める。
第2条	(役員選出委員会の活動)
	規約第27条に規定された役員選出委員会は、次年度のPTA役員を選出するため、委員長は委員を招集し、役員候補者の選出方法を検討する。
第3条	(役員定義)
	役員は、本校在籍の保護者から選任する保護者役員と本校教員の中から担当として推薦される教員役員に分かれ、PTA活動の運営をする構成員をいう。
第4条	(役員職位定数)
	役員候補の人数ならびに職位の定数は下記のとおり
	①会長 1名 (保護者役員 1名)
	②副会長 5名以内 (保護者役員5名以内 + 副校長)
	③庶務 4名以内 (保護者役員4名以内)
	④会計 2名 (保護者役員2名)
第5条	(役員候補者の選任)
	役員選出委員会は、選任された役員候補を運営委員会に報告し、承認をもって決定される。
第6条	(会計監査の選考)
	①会計監査は、会計経験者もしくは現会員の役員経験者より次年度会長が選考する。なお、会員内に該当者がいなければ、その限りではない。
	②会計監査は3名とする。内訳として、保護者役員より2名、教員役員より1名とする。
第7条	(会計監査の委嘱)
	選任された役員候補は運営委員会に報告され、会長から委嘱される。
第8条	(任期)
	第5条で選任された役員および第7条で委嘱された会計監査の任期は、新年度4月1日から翌年3月31日の1年間とする。
第9条	(総会への報告)
	役員選出委員会は総会にて、次年度の役員および会計監査就任の旨を報告する。
第10条	(引継作業)
	新役員が決定したら、現行役員は引継作業を行い、業務の継続を図ることとする。
第11条	(細則の改廃)
	本細則の改廃は運営委員会に提案され、出席者の過半数をもって行う。
附則	本細則は令和3年4月1日より施行する。